

三重県公報

第9857号
昭和45年7月24日
金 曜 日

目 次

規 則	
○ 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	(職業安定課) 1
告 示	
○ 字区域変更	(地 方 課) 2
○ 児童福祉事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(婦人児童課) 3
○ 職場適応訓練委託規則による職種指定	(職業安定課) 4
○ 県営土地改良事業計画確定	(耕 地 課) 5
○ 同件	(同) 6
○ 木材業者、製材業者登録	(林 政 課) 6
○ 三重県水産関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(漁 政 課) 6
○ 公有水面埋立しゅん工認可	(河 川 課) 19
公 告	
○ 土地改良区役員就任、退任等	(耕 地 課) 20
○ 市営土地改良事業施行認可	(同) 32
○ 同件	(同) 33
○ 町営土地改良事業施行認可	(同) 33
○ 共同施行土地改良事業施行認可	(同) 33
○ 同件	(同) 33
○ 同件	(同) 33
○ 土地立入許可	(用地対策室) 33

規 則

●三重県規則第三十五号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十五年七月二十四日

三重県知事 田 中 祝

学事文書課長

課長補佐



学事文書課長



職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和三十九年三重県規則第二号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「求職者」を「次条に定める者」に改める。
第二条を次のように改める。

(対象となる者)

第二条 職場適応訓練は、次の各号のいずれかに該当する者で公共職業安定所の指示を受けたものについて実施する。

- 一 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)第二条第二項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する求職者並びに同条第三項の規定に該当する求職者
二 六十歳以上六十五歳未満の者(作業環境に適応することを容易にする訓練を行なわなければ雇用されることが困難であると公共職業安定所が認める者に限る。)であつて、公共職業安定所の紹介により知事が別に定める職種に継続して使用される労働者として雇用されたもの(以下「高年齢者」という。)

第三条五号中「当該求職者」を「当該職場適応訓練修了者を雇用し、又は引き継ぎ」に改める。

第六条第一項中「申込書」の次に「(高年齢者を対象とする職場適応訓練については前条の申込書)」を加え、同条第二項中「求職者」を「者」に改める。

第十条第二項中「職場適応訓練生一人につき月額六千八百円」を「第二条第一号に該当する者については一人につき月額六千八百円とし、同条第二号に該当する者については一人につき月額八千円」に改め、「月額六千八百円」の下に「又は月額八千円」を加える。

第十一条第一項中「職場適応訓練生」の次に「(高年齢者を除く。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。
2 昭和四十五年五月一日前に行なわれた高年齢者を対象とする職場適応訓練については、なお従前の例による。

告 示

●三重県告示第522号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、熊野市の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同市長から届け出があ

つたので、同条第2項の規定により告示する。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 寛

Table with 3 columns: 所在地, 地番, 備考. Rows include 熊野市木本町字要害, 宇池尻, etc.

上記の土地を熊野市木本町字赤坂に編入する。

●三重県告示第523号

児童福祉事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 寛

児童福祉事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

児童福祉事業補助金等交付要綱(昭和38年三重県告示第196号)の一部を次のように改正する。

別表1 児童福祉施設(児童厚生施設)整備事業補助金の欄の次に次のように加える。

Table with 4 columns: 施設名, 内容, 金額, 備考. Includes 子ビッコ広場遊具設置事業補助金, 園外教育施設整備事業補助金.

別表2 児童福祉施設(児童厚生施設)整備事業補助金の欄の次に次のように加える。

Table with 4 columns: 施設名, 内容, 部数, 備考. Includes 子ビッコ広場遊具設置事業補助金, 園外教育施設整備事業補助金.

別表2へき地保育所運営費補助金の欄中「」を「町村にあつては、県事務所又は福祉事務所」に改める。

別表3 児童福祉施設(児童厚生施設)整備事業補助金の欄の次に次のように加える。

Table with 4 columns: 施設名, 内容, 部数, 備考. Includes 子ビッコ広場遊具設置事業補助金, 園外教育施設整備事業補助金.

別表3 児童福祉法による措置費負担金の欄中「〃」を「町村にあつては、県事務所又は福祉事務所」に改める。

別表4 児童福祉施設(児童厚生施設)整備事業補助金の欄の次に次のように加える。

テレビコ広場遊具設置事業補助金	1部 事業収支精算書	第15号 1部	〃	〃
	1部 事業報告書	第16号 1部		
園外教育施設整備事業補助金	1部 歳入歳出決算書(抜すい)	第10号 1部	〃	〃
	1部 事業収支精算書	第15号 1部		
	1部 事業報告書	第16号 1部		
	1部 決算書(抜すい)	第10号 1部		

別表4へき地保育所運営費補助金の欄中「〃」を「町村にあつては、県事務所又は福祉事務所」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、昭和45年度分の補助金から適用する。

●三重県告示第524号

職場適応訓練委託規則(昭和39年三重県規則第2号)第2条第2号の規定に基づく職種を次のとおり定める。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

- 倉庫係事務員
資材、機械器具、工具、製品等を検収して倉庫に納め、保管管理してその状況を記録する仕事に従事する者をいう。
- 検量員、検数員
各種の物品を検量、検数して一定の様式に記録する仕事に従事する者をいう。
- 事務補助員
カードの記入・分類・保管、文書の受付・配布・浄書、用度品の収納・配布、筆耕などの単純単一反復事務に従事する者をいう。
- 包装工・ラベル張工
品物を保護し、保存し、携帯を便利にし、体裁をよくするため各種の材料で包装する作業、びん・かんに充てんし、打せんし封止めする作業及びラベル張り、なつ印する作業に従事する者をいう。
- 荷造工
輸送の目的のため、品物の箱詰、たる詰、俵詰、なわ掛及び金わくなどのこん包作業に従事する者をいう。
- 倉庫係
倉庫において、貨物の搬入、搬出、積卸し、積直しの作業に従事する者を

いう。

- 運搬員(軽量物)
運送店、駅、工場、事業場などで貨物、荷物、資材の積降し、運搬の作業に従事する者をいう。
- 一時預人、貸貸人、下足番
客の手荷物、身のまわり品の一時預り及び貸貸の仕事に従事する者をいう。
- 清掃員
防疫、消毒及び害虫駆除の作業並びに煙突、窓ガラス、手すりなどの清掃の作業に従事する者をいう。
- 福利厚生施設の管理人
工場、会社、学校その他各種団体等の福利厚生施設(保養所、宿泊所、寮等)の維持管理の仕事に従事する者をいう。
- 販売員
店舗で商品を配列し、顧客に説明し、売り、顧客の支払価値を相談し、代金の受取り並びに品物の包装及び発送の手配をする者をいう。
- 洗浄工
機械及び装置並びに工業用タンク、びん、かんなど各種の容器、各種の製品及び半製品を洗浄する作業に従事する者をいう。
- 調理人
飲食店、旅館、食堂、喫茶店などにおいて献立の作成、食物の調理、調整、酒類の調合などの仕事の補助的又は単純な作業に従事する者をいう。
- 守衛・監視人
工場、病院、学校、事務所その他公私の施設において火災、破損、盗難の子防、突発事故、不法侵入の防止など財産の保護及び構内秩序の維持に関する整備、取締に従事する者をいう。
- 用務員等
学校、病院、工場その他の一般事業所などで雑役、手伝い、手助けなどの雑務に従事するもの、公園、街路、競技場などで清掃、草刈り、芝の手入などの雑務に従事する者をいう。

●三重県告示第525号

県営三雲南部地区ほ場整備事業の事業計画を昭和45年7月14日に確定した。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

●三重県告示第526号

県営笹川沿岸地区漏水防除事業の事業計画を、昭和45年7月14日に確定した。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

●三重県告示第527号

三重県木材業者及び製材業者登録条例（昭和41年三重県条例第2号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり木材業者、製材業者を登録したので、同条第2項の規定により告示する。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

「次」は省略し、木材業者および製材業者登録簿を関係林業事務所に備えていて縦覧に供する。

●三重県告示第528号

三重県水産業関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

三重県水産業関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示
三重県水産業関係事業補助金等交付要綱（昭和38年三重県告示第576号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「よる条件」を「より付す条件」に改め、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 漁港修築事業について軽微な変更をした場合には、変更後10日以内に軽微な変更の届書（第11号様式）により知事に届け出ること。

(5) 工事を伴う補助事業等に着手したときは、1週間以内に補助事業等着手届（第12号様式）により知事に届け出ること。

第5条の見出し中「及び届出」を削り、同条第1項中「（第11号様式）」を「（第13号様式）」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「（第13号様式）」を「（第14号様式）」に改める。

第7条を削り、第8条の見出しを「（状況報告）」に改め、同条中「別表5」を「別表4」に改め、同条を第7条とし、第9条の見出しを「（実績報告）」に改め、同条中「別表6」を「別表5」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（財産処分の制限）

第9条 規則第20条第1項ただし書に規定する期間は、別表6に定めるとおりとする。

2 規則第20条第1項第2号の規定により指定する機械及び器具並びに同条同項第3号の規定により指定する財産は、別表7に定めるとおりとする。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とする。

別表1 漁業協同組合職員養成補助金の欄の前に次のように加える。

水産資源増殖事業補助金	種苗の放流及び漁場の造成を行ない、水産資源の増殖を図る。	はまぐりの種苗の放流及びのり漁場の造成に要する経費	10以内	漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
-------------	------------------------------	---------------------------	------	-------------------

別表1 経営近代化補足整備事業補助金の欄及びのり人工採苗施設補助金の欄を削り、同表のり冷凍網保管用冷蔵庫設置補助金の欄の次に次のように加える。

のり保管施設設置補助金	のり保管施設を設置し、のり製品を安全に保管することにより、のり製品の価格の安定を図る。	のり保管施設の設置に要する経費	30以内	漁業協同組合
フィッシングセンター設置補助金	遊漁者を対象とする漁場及び施設を整備し、これらを漁業者に管理運営させることによつて遊漁者と漁業者との間の漁場利用の調整及び漁業者の所得の向上を図る。	遊漁者を対象とする次の事業に要する経費 (1) 漁場の造成 (2) 生えの畜養 (3) 休憩宿泊施設の設置	10以内	市町村漁業協同組合又は漁業協同組合が出資する法人
伊勢湾水揚荷さばき施設設置補助金	水産物の集荷及び共同販売施設の設置し、漁業の経営の合理化と安定を図る。	水産物の集荷及び共同販売施設の設置に要する経費	10以内	漁業協同組合

別表1中

熊野灘北部漁業振興対策事業補助金	真珠母貝養殖不振地域の漁業経営の合理化を促進し、漁村経済の安定を図る。	真珠母貝養殖不振地域の沿岸漁業振興対策事業に要する経費のうち、知事が必要と認めた事業に要する経費	10以内	市町村又は漁業協同組合
------------------	-------------------------------------	--	------	-------------

を

はまち養殖沖合保全施設補助金	はまち養殖のための沖合保全施設を設置することにより老化した沿岸養殖場の蘇生とはまちの越年養殖を図る。	はまち養殖沖合保全施設の設置に要する経費	1/2以内	漁業協同組合
のり漁場整地事業補助金	のり漁場を整地し、のり生産の増大を図る。	のり漁場の整地に要する経費	1/3以内	漁業協同組合
はまち漁場しゆんせつ事業補助金	老化したはまち養殖場をしゆんせつすることにより、養殖場を再開発し、漁業経営の安定を図る。	はまち養殖場のしゆんせつに要する経費	1/3以内	漁業協同組合
種苗放流事業補助金	水産種苗の放流により、沿岸根付資源の増殖を図る。	次の事業に要する経費 (1) いせえびの種苗の放流 (2) 赤貝、あさり又ははまぐりの種苗の放流	1/2以内	漁業共同組合
製氷冷蔵施設設置補助金	製氷冷蔵施設を設置し、水の供給の円滑化と魚価の安定を図る。	製氷冷蔵施設の設置に要する経費	3/10以内	漁業協同組合連合会
熊野灘水揚荷さばき施設設置補助金	水産物の集荷及び共同販売施設を設置し、漁業の経営の合理化と安定を図る。	水揚荷さばき施設の設置に要する経費	3/10以内	漁業協同組合

に改め、同表検量所建設費補助金の欄及び南方かつを餌料対策事業補助金の欄を削り、同表中

系統集荷調整保管推進事業補助金	浜揚げ真珠の系統集荷を推進することにより、真珠価格の安定を図る。	浜揚げ真珠の系統集荷の奨励促進に要する経費	1/3以内	三重県真珠養殖漁業協同組合連合会
真珠貝確保対策事業補助金	優良な真珠貝を確保し、真珠貝の品質の向上を図る。	優良な真珠貝の確保に要する経費	別に定める。	漁業協同組合連合会

を

海底耕うん機購入補助金	老化した養殖場の海底を耕うんすることにより、物質の循環を促進し、漁場の再開発を図る。	老化した養殖場の海底を耕うんするための耕うん機、物質の循環を促進し、漁場の再開発に要する経費	別に定める。	漁業協同組合
-------------	--	--	--------	--------

真珠養殖調整組合補助金	真珠養殖等調整暫定措置法(昭和44年法律第96号)に基づいて設立される真珠養殖調整組合の円滑な運営を図る。	真珠養殖調整組合の運営に要する経費	別に定める。	真珠養殖調整組合
真珠母貝養殖調整組合補助金	真珠養殖等調整暫定措置法に基づいて設立される真珠母貝養殖調整組合の円滑な運営を図る。	真珠母貝養殖調整組合の運営に要する経費	別に定める。	真珠母貝養殖調整組合

に改め、同表海底耕うん事業費補助金の欄及び漁業無線局整備補助金の欄を削り、同表漁業共済加入推進事業補助金の欄中「漁業共済加入推進事業補助金」を「漁業共済加入奨励補助金」に、「推進に」を「奨励に」に改め、同表漁業協同組合創立20周年事業補助金の欄を削り、漁港修築事業補助金の欄中「22.5%以内」を「25% (離島振興計画に係るけい留施設の修築については22.5%) 以内」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2

補助金等の名称	申請書に添付すべき書類	様式	提出部数	提出期限
水産資源増殖事業補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	2 2	別に定める日
漁業協同組合職員養成補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	4 4	同上
のり冷凍網保管用冷蔵庫設置補助金	事業計画書 収支予算書	第2号 第10号	2 1	同上
のり保管施設設置補助金	事業計画書 収支予算書	第2号 第10号	2 1	同上
フィッシングセンター設置補助金	事業計画書 収支予算書	第2号 第10号	2 1	同上
伊勢湾水揚荷さばき施設設置補助金	事業計画書 収支予算書	第2号 第10号	2 1	同上
つけ漁業設置補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	2 1	第 上
はまち養殖沖合保全施設設置補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同上
のり漁場整地事業補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同上
はまち漁場しゆんせつ事業補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同上

種苗放流事業補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同	上
製氷冷蔵施設設置補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同	上
熊野灘水揚荷さばき施設設置補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同	上
漁業協同組合婦人部連合会補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同	上
遠洋漁船乗組員対策事業補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	2 1	同	上
小鮎放流事業補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同	上
海底耕うん機購入補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同	上
真珠養殖調整組合補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同	上
真珠母貝養殖調整組合補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同	上
真珠貝需給調整協議会補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1		6月30日
真珠調整保管利子補給補助金	事業計画書 収支予算書	第3号 第10号	2 2		別に定める日
漁業協同組合合併施設整備補助金	事業計画書 収支予算書	第4号 第10号	1 1	同	上
漁業協同組合合併対策基金補助金	事業計画書	第5号	1	同	上
漁業共済加入奨励補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同	上
漁業協同組合整備利子補給補助金	事業計画書 収支予算書	第6号 第10号	2 2	同	上
漁業協同組合組織強化事業補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第10号	1 1	同	上
漁港修築事業補助金	事業計画書 収支予算書	第7号 第10号	2 2	同	上
漁港改修事業補助金	事業計画書 収支予算書	第8号 第10号	2 2	同	上
漁港局部改良事業補助金	事業計画書 収支予算書	第9号 第10号	4 4	同	上
海岸保全事業補助金	事業計画書 収支予算書	第9号 第10号	2 2	同	上

県単漁港改良事業補助金	事業計画書 収支予算書	第9号 第10号	2 2	同	上
-------------	----------------	-------------	--------	---	---

別表3を次のように改める。

別表3

補助金等の名称	経費配分の変更	事業内容の変更	
		事業内容	変更率
水産資源増殖事業補助金		事業主体の変更 事業量又は事業費の減少	10%以上
漁業協同組合職員養成補助金		事業量又は事業費の減少	10%以上
のり冷凍網保管用冷蔵庫設置補助金		事業主体又は事業実施箇所の変更	
のり保管施設設置補助金		事業量及び事業費の減少	20%以上
フィッシングセンター設置補助金		施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造又は機械器具の能力及び数量の変更	
伊勢湾水揚荷さばき施設設置補助金			
つけ漁業設置補助金		事業量及び事業費の減少	20%以上
はまち養殖沖合保全施設設置補助金		事業主体又は事業実施箇所の変更 事業量及び事業費の減少	20%以上
のり漁場整地事業補助金		事業主体又は事業実施箇所の変更	
はまち漁場しゅんせつ事業補助金		事業量又は事業費の増減	20%以上
種苗放流事業補助金			
製氷冷蔵施設設置補助金		事業主体又は事業実施箇所の変更 事業量及び事業費の減少	20%以上
熊野灘水揚荷さばき施設設置補助金		施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造又は機械器具の能力及び数量の変更	
漁業協同組合婦人部連合会補助金		事業量及び事業費の減少	10%以上

遠洋漁船乗組員対策事業補助金	事業主体又は事業実施箇所の変更		
小鮎放流事業補助金	事業量及び事業費の減少	20%以上	
海底耕うん機購入補助金	事業主体の変更 事業費の減少	20%以上	
真珠養殖調整組合補助金			
真珠母貝養殖調整組合補助金	事業量及び事業費の減少	10%以上	
真珠貝需給調整協議会補助金			
真珠調整保管利子補給補助金			
漁業協同組合併施設整備補助金	別表8に掲げる施設の変更 事業費の減少	20%以上	
漁業協同組合併対策基金補助金			
漁業共済加入奨励補助金	事業量及び事業費の減少	10%以上	
漁業協同組合整備利子補給補助金			
漁業協同組合組織強化事業補助金			
漁港修築事業補助金	一の漁港事業ごとの工事の変更で、次に掲げるもののいずれかに該当するもの (1) 手戻工事に伴うもの (2) 施行位置又は計画法線を変更するもの (3) 標準構造を変更するもので、かつ、基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの (4) 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種の区分ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの		
漁港改修事業補助金	一の漁港事業ごとに要する経費の配分の変更で、次に掲げるもののいずれかに該当し、又はその変更により当該事業に要する経費に対する県の補助金の額が増加することとなるもの (1) 費目(本工事にあつては、工種)の新設又は廃止によるもの (2) 工事費の費目(本工事にあつては、工種)ごとの経費の額の増額を伴うもので、その増加額が当該経費の額の100分の20に相当する金額(当該経費の額が250万円以下の場合にあつては、50万円)又は500万円のいずれかをこえるもの		
漁港局部改良事業補助金	(3) 事務費の額の増加を伴うもので、変更後の事務費の額が当該事業に要する経費の額を次		

海岸保全事業補助金	のイからニまでに掲げる額に区分してそれぞれに当該イからニまでに掲げる率を乗じて得た額の合計額をこえることとなるもの イ 3千円以下の額 6% ロ 3千円をこえ5千円以下の額 5% ハ 5千円をこえ1億円以下の額 4% ニ 1億円をこえる額 3%		
県単漁港改良事業補助金	事業量及び事業費の増減	20%以上	

別表4を次のように改める。

別表4

補助金等の名称	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
水産資源増殖事業補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	12月10日
のり冷凍網保管用冷蔵庫設置補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上
のり保管施設設置補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上
フィッシングセンター設置補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上
伊勢湾水揚荷さばき施設設置補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上
つけ漁業設置補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上
はまち養殖沖合保全施設設置補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上
のり漁場整地事業補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上
はまち漁場しゆんせつ事業補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上
種苗放流事業補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上
製氷冷蔵庫施設設置補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上
熊野灘水揚荷さばき施設設置補助金	事業遂行状況報告書	第15号	2	同 上

漁業協同組合婦人部連合会補助金	事業遂行状況報告書 第15号	2	同	上
海底耕うん機購入補助金	事業遂行状況報告書 第15号	2	同	上
真珠養殖調整組合補助金	事業遂行状況報告書 第15号	2	同	上
真珠母貝養殖調整組合補助金	事業遂行状況報告書 第15号	2	同	上
真珠貝需給調整協議会補助金	事業遂行状況報告書 第15号 又は事業実施状況報告書 第18号	1	事業に着手した日から30日を経過後5日以内	
真珠調整保管利子補給補助金	事業遂行状況報告書 第15号	1	別に定める日	
漁業協同組合併施設整備補助金	事業遂行状況報告書 第15号	1	12月末日	
漁業協同組合併対策基金補助金	事業遂行状況報告書 第15号	1	同	上
漁業共済加入奨励補助金	事業遂行状況報告書 第15号	1	同	上
漁業協同組合整備利子補給補助金	事業実施状況表 第16号	2	別に定める日	
漁港修築事業補助金	事業遂行状況報告書 第17号	2	毎四半期(第4四半期を除く)を経過後5日以内	
漁港改修事業補助金	事業遂行状況報告書 第17号	2	同	上
漁港局部改良事業補助金	事業遂行状況報告書 第17号	2	同	上
海岸保全事業補助金	事業遂行状況報告書 第17号	2	同	上
県単漁港改良事業補助金	事業遂行状況報告書 第17号	2	同	上

別表5を次のように改める。

別表5

補助金等の名称	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
水産資源増殖事業補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	別に定める日
漁業協同組合職員養成補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同 上
のり冷凍網保管用冷蔵庫設置補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同 上

のり保管施設設置補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
フィッシングセンター設置補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
伊勢湾水揚荷さばき施設設置補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
つけ漁業設置補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
はまち養殖沖合保全施設設置補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
のり漁場整地事業補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
はまち漁場しゆんせつ事業補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
種苗放流事業補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
製氷冷蔵施設設置補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
熊野灘水揚荷さばき施設設置補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
漁業協同組合婦人部連合会補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
遠洋漁船乗組員対策事業補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
小鮎放流事業補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
海底耕うん機購入補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
真珠養殖調整組合補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
真珠母貝養殖調整組合補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
真珠貝需給調整協議会補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	2	同	上
真珠調整保管利子補給補助金	事業成績書 収支精算書	第3号 第10号	2	同	上
漁業協同組合併施設整備補助金	事業成績書 収支精算書	第4号 第10号	1	同	上
漁業協同組合併対策基金補助金	事業成績書	第5号	1	同	上

漁業共済加入奨励補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	1	同	上
漁業協同組合整備利子補給補助金	事業成績書 収支精算書	第21号 第10号	1	3月31日	
漁業協同組合組織強化事業補助金	事業成績書 収支精算書	第19号 第10号	1	別に定める日	
漁港修築事業補助金	事業成績書 収支精算書	第22号 第10号	2	同	上
漁港改修事業補助金	事業成績書 収支精算書	第23号 第10号	2	同	上
漁港局部改良事業補助金	事業成績書 収支精算書	第24号 第10号	4	同	上
海岸保全事業補助金	事業成績書 収支精算書	第25号 第10号	2	同	上
県単漁港改良事業補助金	事業成績書 収支精算書	第24号 第10号	2	同	上

別表6を次のように改める。

別表6

補助金等の名称	財産名	期間
のり冷凍網保管用冷蔵庫設置補助金	不動産及びその 従物	減価償却資産の耐用年数等に関 する省令（昭和40年大蔵省令第 15号）に定める耐用年数の期間
のり保管施設設置補助金		
フィッシングセンター設置補助金		
伊勢湾水揚荷さばき施設設置補助金		
はまち養殖沖合保全施設設置補助金	浮標式養殖保留施設	5年
製氷冷蔵施設設置補助金	不動産及びその 従物	減価償却資産の耐用年数等に関 する省令に定める耐用年数の期 間
熊野灘水揚荷さばき施設設置補助金		
海底耕うん機購入補助金	海底耕うん機及びその付属器具	5年

別表7を次のように改める。

別表7

補助金等の名称	機械及び重要な器具並びに財産名
のり冷凍網保管用冷蔵庫設置補助金	購入価格が5万円以上の機械及び器具
のり保管施設設置補助金	
フィッシングセンター設置補助金	
伊勢湾水揚荷さばき施設設置補助金	
はまち養殖沖合保全施設設置補助金	浮標式養殖保留施設
製氷冷蔵施設設置補助金	購入価格が5万円以上の機械及び器具
熊野灘水揚荷さばき施設設置補助金	
海底耕うん機購入補助金	海底耕うん機及びその付属器具

第6号様式を削り、第5号様式を第6号様式とし、第4号様式を第5号様式とし、第3号様式を第4号様式とし、第2号様式の2を第3号様式とする。

第11号様式を削り、第12号様式中 円 を

円

注 この届書は、事業計画書（第7号様式）及び収支予算書（第10号様式）を添えて3部提出することに改め、同様式を第11号様式とし、同様の次に次の1様式を加える。

第12号様式

補助事業等着手届

年 月 日

三重県知事 殿

届出者 住所

氏名又名称及び代表者氏名 印

区 分	事 項	備 考
事業名		
名称		
箇所番号		
工事施行方法		
設 計 額	本工事費	うち施行主体用工事雑費 円
	付帯工事費	
	機械器具費	
	工事雑費	
合計		
入札月日		
契約月日	契約工期	年 月 日から 日 月 日まで
工事請負契約額		
請負人	住所	
	氏名	
着手年月日		
完成予定年月日		

(規格B5)

第14号様式を削り、第13号様式を第14号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第13号様式

補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

三重県知事 殿

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

年 月 日三重県指令 第 号で(補助金の名称)交付の決定の通知があつた(補助事業の名称)について、別紙の理由により変更(中止・廃止)したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

注 上記「関係書類」は、補助金の交付が決定された事業計画と変更後の事業計画とが比較対照できるよう補助金交付申請書に添付する書類の様式により両者を二段書したものであること。ただし、真珠調整保管利子補給補助金、漁港修築事業補助金、漁港改修事業補助金、漁港局部改良事業補助金、海岸保全事業補助金及び県単漁港改良事業補助金については、別に定める様式による書類を添付するものとする。

(規格B5)

附 則

- この告示は、公表の日から施行し、昭和45年度分の補助金から適用する。
- 昭和45年度分の補助金については、この告示による改正後の告示(以下「改正後の告示」という。)別表2中「6月30日」とあるは「7月31日」と読み替えるものとする。
- この告示による改正前の告示別表7の規定に基づいてなされた財産の処分制限については、改正後の告示別表7及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

●三重県告示第529号

公有水面埋立しゅん工について、次のように認可した。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

- 願人の住所氏名
志摩郡志摩町和具字間崎
岩城伊三郎

- 2 埋立の場所及び面積
4346-8
志摩郡志摩町和具字間崎4346-10番地先公有水面
4362-1
607.53平方メートル
- 3 埋立の目的
真珠養殖作業場
- 4 工事しゅん工年月日
しゅん工 昭和45年3月31日
- 5 埋立追認の年月日
昭和45年2月10日
- 6 埋立しゅん工認可年月日
昭和45年7月24日

公 告

●次の土地改良区から理事、監事の就任及び退任並びに住所及び氏名の変更の届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により公告する。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 寛

○大鐘土地改良区 四日市市大鐘町485

就任理事

- 四日市市大鐘町632の3 野呂 重義
- 〃 799の2 野呂 康雄
- 〃 454 野呂 源衛
- 〃 655 野呂 春曆
- 〃 637 野呂 栄

就任監事

- 四日市市大鐘町618 野呂孝太郎
- 〃 753 筒井 好
- 〃 499 水野 義正

○徳原土地改良区 亀山市川崎町3121の2

退任理事 (昭和45年2月15日退任)

- 亀山市川崎町1952 水野 進
- 〃 1971 佐久間作五郎
- 〃 2993 山本 菊雄
- 〃 3180 江藤 義夫

- 〃 4061 近藤 真一
- 退任監事 (昭和45年2月15日退任)
- 鈴鹿市東庄内町943 原田 考
- 亀山市川崎町1959 小林佐次郎
- 就任理事 (昭和45年2月15日就任)
- 亀山市川崎町1952 水野 進
- 〃 1971 佐久間作五郎
- 〃 2993 山本 菊雄
- 〃 3180 江藤 義夫
- 〃 4061 近藤 真一
- 就任監事 (昭和45年2月15日就任)
- 亀山市川崎町1959 小林佐次郎
- 〃 1856 谷口 公也

○江戸橋土地改良区 津市上浜町2丁目154

退任理事 (昭和45年4月15日退任)

- 津市上浜町2丁目154 水谷 寅吉
- 〃 江戸橋2丁目114 天野 三郎
- 〃 上浜町2丁目119 村田 一夫
- 〃 1丁目145 高橋 直行
- 〃 161 佐治 清
- 〃 上浜町2丁目169 藤田 八
- 〃 175 杉浦 禎信
- 〃 122 加藤喜十郎
- 〃 140 家城与三七
- 〃 58 家城 勝己

退任監事 (昭和45年4月15日退任)

- 津市上浜町2丁目114 天野 茂生
- 〃 江戸橋2丁目72 高倉留次郎
- 〃 上浜町2丁目132 加藤 一夫
- 〃 3丁目118 高倉 保

就任理事 (昭和45年4月15日就任)

- 津市上浜町2丁目154 水谷 寅吉
- 〃 江戸橋2丁目114 天野 三郎
- 〃 上浜町3丁目110 鈴木 伊蔵
- 〃 2丁目122 加藤喜十郎
- 〃 2丁目169 藤田 八

// 119 村田 一夫
 // 58 家城 勝己
 // 132 加藤 一夫
 // 1丁目145 高橋 直行
 // 3丁目120 鈴木 元蔵

就任監事 (昭和45年4月15日就任)

津市江戸橋2丁目72 高倉留次郎
 // 上浜町1丁目161 佐治 清
 // 3丁目118 高倉 保
 // 2丁目114 天野 茂生

○宮川左岸第二土地改良区 度会郡玉城町小社曾根776の16

退任理事

度会郡玉城町小社曾根787 山口 義臣

○長島土地改良区 桑名郡長島町

退任理事 (昭和45年4月1日退任)

桑名郡長島町大字西川1758 柘植 芳一
 // 小島182 伊藤由三郎
 // 下坂手1788 伊藤甚四郎
 // 高座55 小沢 誓一
 // 西外面92 伊藤庄三郎
 // 殿名1050 伊藤 繁蔵
 // 中川1080 糸見 兵一
 // 松ヶ島1075 丹羽 熱己
 // 西外面2084 加藤 初一
 // 新所1144 伊藤 義春
 // 又木321 佐藤 光男
 // 西外面626の2 加藤 忠
 // 平方942 丹羽 清治
 // 大島150 清水 政市
 // 殿名954 太田 幸男
 // 間々226 伊藤 清作
 // 千倉2407 金森覚次郎
 // 西川1705 加藤 誉

退任監事 (昭和45年4月1日退任)

桑名郡長島町大字殿名542 川村 善一
 // 杉江386 山田 西松

// 小島309 伊藤 由教
 // 駒江25 丹羽多喜生

就任理事 (昭和45年4月1日就任)

桑名郡長島町大字西川1758 柘植 芳一
 // 下坂手1788 伊藤甚四郎
 // 西外面92 佐藤庄三郎
 // " 515 佐藤 幹雄
 // 平方808 伊藤 光雄
 // 高座39 伊藤 義弥
 // 中川1080 糸見 兵一
 // 松ヶ島1075 丹羽 熱己
 // 新所1144 伊藤 義春
 // 又木321 佐藤 光男
 // 殿名1050 伊藤 繁蔵
 // 間々147 伊藤 平一
 // 平方942 丹羽 清治
 // 大島150 清水 政市
 // 小島882 服部 次一
 // 千倉2407 金森覚次郎
 // 西川1705 加藤 誉
 // 殿名954 太田 幸男

就任監事 (昭和45年4月1日就任)

桑名郡長島町大字小島182 伊藤由三郎
 // 杉江386 山田 西松
 // 東殿名542 川村 善一
 // 駒江482 丹羽 長三

○大新田土地改良区 津市高茶屋小森町709の5

退任理事 (昭和45年3月30日退任)

津市高茶屋小森上野町943 寺家 芳則
 // 895 梅田 清和
 // 885 小川 晃
 // 小森町2418の1 西浦 正之
 // 2540の1 前川 進
 // 2594 高羽 清吉
 // 2595 佐藤 源助
 // 711 北山福太郎

" 1240 佐藤 由松
 " 2898 鎌田 正一
 退任監事 (昭和45年3月30日退任)
 津市高茶屋小森町2552 田中勸次郎
 " 小森上野町840の1 鎌田 藤吉
 就任理事 (昭和45年3月30日就任)
 津市高茶屋小森上野町943 寺家 芳則
 " 895 梅田 清和
 " 840の1 鎌田 藤吉
 " 小森町2531 堤 平次郎
 " 2540の1 前川 進
 " 2594 高羽 清吉
 " 2595 佐藤 栄一
 " 711 北山 春吉
 " 1240 佐藤 由松
 " 2898 鎌田 正一
 就任監事 (昭和45年3月30日就任)
 津市高茶屋小森上野町948 田中 良夫
 " 小森町2574 大西 正男
 ○中繩土地改良区 安芸郡芸濃町大字中繩
 就任理事 (昭和45年2月14日就任)
 安芸郡芸濃町大字中繩216 鷺田 昇
 " 239の1 谷木 多吉
 " 217 中湖 定雄
 " 200 高土 貢
 " 192 旧井 清
 " 190の2 鷺田 保
 " 181の1 嶋田 元一
 " 165 家木 勉
 " 145 家木 泰雄
 " 大字林198 石井 朝男
 " 209 竹尾 浩明
 " 1792 竹尾 隆
 " 1772 中林 運伊
 就任監事 (昭和45年2月14日就任)
 安芸郡芸濃町大字中繩121 嶋田 秀男

" 大字林349 竹尾 英一
 " 雲林院774 木下政太郎
 ○伊曾島土地改良区 桑名郡長島町
 就任理事 (昭和45年4月25日就任)
 桑名郡長島町大字松蔭832 鈴木愛次郎
 " 福吉4 水谷 善六
 " 鎌ヶ地558 丹羽 武夫
 " 霞ヶ須187 高野 千秋
 " 赤地2 伊藤 正信
 " 福豊900 早川 徳治
 " 横満蔵332の1 伊藤松次郎
 " 白鷄387 吉川 与一
 " 松蔭876 館 幸秀
 " 898 岡村 光次
 就任監事 (昭和45年4月25日就任)
 桑名郡長島町大字福吉221の5 山田 豊治
 " 白鷄728 岡村 慶次
 " 福豊478の3 早川善次郎
 ○宮川左岸第二土地改良区 度会郡玉城町小社曾根776の16
 就任理事 (昭和45年5月23日就任)
 伊勢市上地町1822 中川 堯
 度会郡玉城町富岡246 見並伊兵衛
 (昭和45年5月2日就任)
 " 勝田2830 谷口千代松
 ○三雲北部土地改良区 一志郡三雲村大字小野江313
 退任監事 (昭和45年5月26日退任)
 一志郡三雲村大字甚目572 奥田 辰雄
 " 肥留709 玉川 邦造
 " 小野江56 川合賢之丞
 " 笠松213 黒瀬幸一郎
 就任監事 (昭和45年5月27日就任)
 一志郡三雲村大字甚目572 奥田 辰雄
 " 肥留709 玉川 邦造
 " 小野江73 山越恒太郎
 " 笠松213 黒瀬幸一郎

住所変更

旧 一志郡三雲村大字甚目487 太田 登
 新 " 486
 旧 一志郡三雲村大字西肥留162の1 竹田 克己
 新 " 162

○木曾川下流土地改良区連合 桑名郡長島町

退任理事 (昭和45年4月21日退任)
 桑名郡長島町大字西川1758 柘植 芳一
 " 小島182 伊藤由三郎
 " 押付1050 伊藤 繁蔵
 " 下坂手1788 伊藤甚四郎
 " 平方942 丹羽 清治
 " 駒江482 丹羽 長三
 " 赤地275 森山 実
 " 福吉4 水谷 善六
 " 松蔭832 鈴木愛次郎
 " 横満蔵322の1 伊藤松次郎

退任監事 (昭和45年4月21日退任)
 桑名郡長島町大字新所1111 服部 種雄
 " 駒江476 丹羽 巧
 " 福吉492 伊藤 米一
 " 鎌ヶ地558 丹羽 武夫

就任理事 (昭和45年4月21日就任)
 桑名郡長島町大字西川1758 柘植 芳一
 " 下坂手1788 伊藤甚四郎
 " 小島182 伊藤由三郎
 " 殿名954 太田 幸男
 " 平方942 丹羽 清治
 " 駒江482 丹羽 長三
 " 松蔭832 鈴木愛次郎
 " 福吉4 水谷 善六
 " 横満蔵322の1 伊藤松次郎
 " 葎ヶ須187 高野 千秋

就任監事 (昭和45年4月21日就任)
 桑名郡長島町大字杉江386 山田 酉松
 " 押付1050 伊藤 繁蔵

" 鎌ヶ地558 丹羽 武夫
 " 福吉221の5 山田 豊治

○古田井土地改良区 一志郡嬉野町大字中川1064
退任監事 (昭和45年5月5日退任)

一志郡嬉野町大字黒田 大森 千秋
 " 新屋庄 林 鉄太郎
 " 山本 千里

就任監事 (昭和45年5月5日就任)

一志郡嬉野町大字黒田201 飯田 源吉
 " 見永246 伊藤 好夫
 " 新屋庄789 川原田五平
 " 451 前田 俊二

○橿田川被川沿岸土地改良区 松阪市豊原町1271の2

氏名訂正
 誤 多気郡明和町大字佐田1333 堀口 三郎
 正 " 堀口 三朗

○山郷土地改良区 員弁郡北勢町

退任理事 (昭和45年2月27日退任)
 員弁郡北勢町大字麻生田2827 梶 用五郎
 " 其原616 水谷孝太郎
 " 南中津原962 伊藤 敏夫
 " 北中津原589 伊藤 久
 " 鼓702 佐藤 忠雄
 " 平野新田429 片山啓太良
 " 388 梶 新吾
 " 大辻新田48 川瀬 寛弥
 " 其原1920 林 冬次郎

退任監事 (昭和45年2月27日退任)

員弁郡北勢町大字北中津原134 中村 春治
 " 麻生田2840 伊藤 実
 " 南中津原830 伊藤 源吉

就任理事 (昭和45年2月27日就任)

員弁郡北勢町大字其原616 水谷孝太郎
 " 北中津原685 伊藤 信夫
 " 麻生田2853 伊藤 宗一
 " 平野新田388 梶 新吾

〃	鼓702	佐藤 忠雄
〃	北中津原589	伊藤 久
〃	其原1940	三上 正蔵
〃	大辻新田48	川瀬 寛弥
〃	南中津原642	服部 信一

就任監事 (昭和45年2月27日就任)

員弁郡北勢町大字北中津原134	中村 春治
〃 南中津原900	服部 彦一
〃 麻生田2768	伊藤 治男

○長沢土地改良区 鈴鹿市長沢町

退任理事 (昭和45年4月10日退任)

鈴鹿市長沢町833の1	森田 幸郎
〃 834	羽田 義雄
〃 1081の2	村山 正男
〃 1103	沢田作太郎
〃 1121	沢田 秋生
〃 1157	松井比三一
〃 1360	村田信治郎
〃 811	村山 沢一
〃 神戸壱町1820	杉本 竜造
津市栄町4丁目282	赤塚 実

退任監事 (昭和45年4月10日退任)

鈴鹿市長沢町818の1	松井藤太郎
〃 1056	沢田 次男
〃 伊船町1126	谷口 辰己

就任理事 (昭和45年4月10日就任)

鈴鹿市長沢町1097	沢田 正
〃 1200	村田 雄
〃 1142	沢由 正男
〃 837の1	羽田 一隆
〃 832の3	羽田 秀雄
〃 1064	村山 武朗
〃 1121	沢田 忍
〃 1077	藤田 重政
〃 神戸壱町1820	杉本 竜造
津市栄町4丁目282	赤塚 実

就任監事 (昭和45年4月10日就任)

鈴鹿市長沢町855	羽田 裕光
〃 1111	松井 澄一
〃 伊船町1126	谷口 辰己

○七取土地改良区 桑名郡多度町大字香取

退任理事 (昭和45年4月20日退任)

桑名郡多度町大字香取	西塚専之助
〃	森 幸一郎
〃	加藤 正一
〃 福永	平野 清吾
〃	毛利 久就
〃	服部市太郎
〃 上之郷29の1	大平 吉春
〃 〃 20	伊藤 顕司
〃 〃 1526の1	伊藤 昇
〃 古敷92の1	平野 安慧
〃 東平賀797の4	平野 一敏
〃 〃 1719の2	平野 茂平
〃 西平賀198	伊藤 武治

就任理事 (昭和45年4月20日就任)

桑名郡多度町大字香取50	瀬古 久雄
〃 837の2	筧 仁平
〃 76	筧 清
〃 上之郷29の1	大平 吉春
〃 20	伊藤 顕司
〃 1526の1	伊藤 昇
〃 福永980の3	和田 幸夫
〃 2242	毛利道太郎
〃 古敷92の1	平野 安慧
〃 東平賀797の4	平野 一敏
〃 1719の2	平野 茂平
〃 西平賀198	伊藤 武治
〃 福永1648	伊藤 清一

○南家城川口井土地改良区 一志郡白山町大字川口

退任理事 (昭和45年4月24日退任)

一志郡白山町大字南家城1480	伊藤 利一
-----------------	-------

〃	1425	沢田 忠
〃	1025	天花寺 武
〃	959	松森 久志
〃	178	前川 善六
〃	743の1	田中八郎兵エ
〃	川口4012	小林 芳雄
〃	1631の1	小畑 辰蔵
〃	1024	中尾末次郎
〃	1601	西川 勝蔵
〃	137の1	小林 留市
〃	1325	森岡 広雄

退任監事 (昭和45年4月24日退任)

一志郡白山町大字南家城1192	岩田才之進
〃 860	長谷川敏雄
〃 川口2365	田坂藤之助
〃 20	北口宗次郎

就任理事 (昭和45年4月26日就任)

一志郡白山町大字南家城1425	沢田 忠
〃 1480	伊藤 利一
〃 1025	天花寺 武
〃 959	松森 久志
〃 178	前川 善六
〃 1164	松井岩次郎
〃 川口4012	小林 芳雄
〃 1631の1	小畑 辰蔵
〃 1024	中尾末次郎
〃 1601	西川 勝蔵
〃 137の1	小林 留市
〃 1325	森岡 広雄

就任監事 (昭和45年4月26日就任)

一志郡白山町大字南家城1192	岩田才之進
〃 860	長谷川敏雄
〃 川口2365	田坂藤之助
〃 20	北口宗次郎

〇高束土地改良区 飯南郡飯南町大字粥見

退任理事 (昭和45年4月24日退任)

飯南郡飯南町大字粥見4276	岡本 吾平
〃 3862	中角 善博
〃 2786の1	米田 徳一
〃 5070の1	岡田久兵衛
〃 4774	杉本 真一
〃 2276の1	杉坂 政夫
〃 4378	上山 清一
〃 5775	今西 元治

就任理事 (昭和45年4月24日就任)

飯南郡飯南町大字粥見5288	西野勘三郎
〃 2331	坂口 斉治
〃 3842の2	山本 正己
〃 5775	今西 元治
〃 4846	杉本 博美
〃 4512	竹田 勝男
〃 2994	西山 能和
〃 5308	岡田 久郎

〇鳥羽土地改良区 鳥羽市鳥羽3丁目

就任理事 (昭和45年6月12日就任)

鳥羽市小浜町210	有竹 楠茂
〃 松尾町1224	森本 保生
〃 浦村町1251	吉川 久生
〃 1259	山本 稔
〃 1317	中山 豪
〃 小浜町121の3	吉崎 実
〃 安楽島町739	森本 藤賢
〃 松尾町1224	久保 雅治

就任監事 (昭和45年6月12日就任)

鳥羽市浦村町1357	久保田広行
〃 鳥羽1丁目6の18	山下 広道

〇甲野土地改良区 阿山郡大山田村大字甲野2296

退任理事 (昭和44年7月11日退任)

阿山郡大山田村大字甲野1645	中 克己
〃 1694	川口 勉
〃 1561	中 利雄
〃 1583	西尾 茂

"	1491	前山 晃義
"	2559	川口 英幸
"	1459	中 辰一
"	2621	角田 光雄
"	2700の1	田中 孝一
"	2570	森本 茂
"	2266	森岡 原一
"	2458	沢村 次郎
"	2463の1	沢村 正夫
"	2469	西島 荘典
"	2461	福島 敏

退任監事 (昭和44年7月11日退任)

阿山郡大山田村大字甲野1656	松岡 敏文
" 2447の1	角田 美夫
" 2448の1	山本 弘次

就任理事 (昭和44年7月12日就任)

阿山郡大山田村大字甲野2570	森本 茂
" 2458	沢村 次郎
" 2266	森岡 原一
" 2463の1	沢村 正夫
" 2469	西島 荘典
" 1459	中 辰一
" 2700の1	田中 孝一
" 2621	角田 光雄
" 2559	川口 英幸
" 2461	福島 敏

就任監事 (昭和44年7月12日就任)

阿山郡大山田村大字甲野2447の1	角田 美夫
" 2448の1	山本 弘次

●桑名市営土地改良事業(久米地区)の施行を昭和45年7月14日認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

●鳥羽市営土地改良事業の施行を昭和45年7月14日認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

●嬉野町営土地改良事業の施行を昭和45年7月14日認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

●小貝須本村地区共同施行土地改良事業の施行を昭和45年7月14日認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第4項の規定により公告する。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

●太平町地区共同施行土地改良事業の施行を昭和45年7月14日認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第4項の規定により公告する。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

●殿村地区共同施行土地改良事業の施行を昭和45年7月14日認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第4項の規定により公告する。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

●土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定に基づき、次のおり土地立入りの許可をしたので同条第4項の規定により公告する。

昭和45年7月24日

三重県知事 田 中 覚

1 起業者の名称

中部電力株式会社

2 事業の種類

77KV送電線路南勢津東線増強工事

- 3 立ち入ろうとする土地の区域
津市大字神戸、大字半田、大字垂水
一志郡久居町大字本村乙
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和45年7月24日から
昭和46年7月23日まで

毎週火、金曜日発行

講読料 1箇月 350円

1箇年 4,200円

昭和45年7月24日印刷発行
津市広明町13番地(電代⑧1,111)

三重県庁
印刷 三重県総務部学事文書課